ネグリジェンスによる精神疾患についての 損害賠償責任の範囲

長谷川 義 仁

- 1 はじめに
- 2 賠償可能な精神疾患
- 3 精神疾患と予見可能性
- 4 精神疾患と賠償可能性
- 5 むすびにかえて

1 はじめに

イギリス・コモン・ローにおいては、親しい親類や友人の死や怪我を知って、または恐ろしい事故や災害を目撃したことで、ある人が苦悩、悲嘆、あるいは恐怖を被ったとしても、その損害賠償請求は認容されない。さらに、イギリス・コモン・ローは、たとえそのような苦悩、悲嘆、あるいは恐怖が通常の状態をかなり超えて明らかな身体的症状を伴うものであったとしても、身体的損害を伴わない精神的損害についての損害賠償請求を認容することには、従来、慎重な立場をとってきた(1)。その理由としては、空想的な請求や訴訟が過度に増加する恐れ、そして被告の行為と原

⁽¹⁾ Victorian Railway Commissioners v. Coultas (1888) 13 App.Cas.222. もっとも、死亡事故法 (Fatal Accident Act 1846) により、他人の不法行為により死亡した者の被扶養親族 (親,配偶者および子供)の扶養の喪失についての損害賠償請求は認容され、さらに、死亡事故法 (Fatal accident Act 1976) は一定の条件で配偶者と親に慰謝料請求まで認容する。

告の症状との間の因果関係を確定する難しさが増大することがあげられる^②。しかし、イギリス・コモン・ローは、身体的損害を伴わない精神的損害についての損害賠償は認容されえないという態度を20世紀初めには放棄し^③、「ナーバスショック(nervous shock)」についての損害賠償を認容し始めた^④。そのため、今日では、自分自身の安全を脅かされたり、または他者への危害を目撃して苦悩した者の身体的損害を伴わない精神的損害については、損害賠償請求が認容される余地がある。

精神的損害は、人身損害の一類型であるが、これについての損害賠償請求を認容するにあたって、イギリス・コモン・ローは、損害賠償請求が認容されうる精神的損害を医学的に認知された精神疾患に限定し、また、人身損害全般において適用される予見可能性のテストに加えて、精神疾患に罹患した者を近接性(proximity)のテストに服さしめる。このように精神的損害について通常の人身損害とは異なる扱いをするのは、医学の進歩にもかかわらず、精神的損害を正確に診断することが難しいこと、身体的損害と精神的損害との間の線引きがまだ完全に科学的に理解されていないこと。そして身体的危害やその恐れが、本人のみならず、目撃者や親類や友人などの他者にも精神的損害をもたらすかもしれないので、被害者が無限に広がるかもしれないということを根拠にしており、近接性のテストはかかる訴訟が氾濫しないようにとの政策的観点から付された制限である。

⁽²⁾ Ibid., 225-226.

⁽³⁾ 他者を危険にさらす者により引き起こされたショックについての損害賠償が 認容されるには幾分時間を要した。故意の加害行為については Wilkinson v. Downton [1897] 2 Q.B.57. が、ネグリジェンスについては Dulieu v. White [1901] 2 K.B.669. が最初とされる。

⁽⁴⁾ McLoughlin v. O'Brian [1982]2 All ER 298 at 301.

⁽⁵⁾ Winfield & Jolowicz on Tort (17th ed 2006) 177. は、ウツ病の一定の類型は、脳による身体的病変の所産であり、もしウツ病が思いがけないショックに起因するなら、ショックによる身体的病変とは異なるケースを扱う唯一の根拠は司法政策に頼らざるを得ないとする。

しかし、ネグリジェンスに起因する身体的損害を伴わない精神的損害に関するこうしたイギリス法における政策的な準則に対しては多くの批判も提起され、1998年にはロー・コミッションは、精神疾患についてのかかる準則について報告書を提出し、具体的な法改正を提案した⁽⁶⁾。

ところで、わが国においては、近時、精神疾患に関する社会的認知が高

- (i) 何が「認識可能な精神疾患」であるのかの定義を制定法により定めるべき ではないこと。
- (ii) 精神疾患が「思いがけないショック」に起因するという要件が、精神的意味など持たない曖昧なものであり、またウツ病のように一定期間を超えて進行する精神疾患に罹患した者を不公正に差別するものであることからこの要件を廃止すべきこと。
- (ii) 被告のネグリジェンスに起因する精神疾患についての責任は、被告が原告に注意義務を負うという要件に従うべきこと。つまり、注意義務の判断に際しては、原告への人身損害が合理的に予見可能であること、または原告が人身損害の領域外にいる場合には原告が精神疾患を受けるのが合理的に予見可能であること。
- (w) 原告と死傷者との親密な愛情の繋がりの要件は維持されるべきであること。もっとも、この要件は、定型的なリスト(配偶者、親、子、兄弟姉妹、2年以上の同棲者)に該当する者には自動的に親密な愛情の繋がりを認め、このリストから外れる者だけに親密な愛情の繋がりがあることの立証責任を課すようにすべきであること。なお、単なる傍観者は要件を満たさず、また 救助者と不本意の関与者についてはコモン・ローにまかされるべきであること。
- (v) 被告のネグリジェンスにより親密な愛情の繋がりがある者が死傷したことで原告が精神疾患を受けることが合理的に予見可能な場合には、原告と事故かその直近の余韻との時間や空間における近接性や伝達手段の要件を排して、損害賠償請求の認容を認めるべきであること。
- (何) 被告のネグリジェンスに起因する精神疾患を原告が受けたが、被告が直近の被害者への責任がないであろう場合には、裁判所が注意義務の賦課が正当でも合理的でもないと判断すれば、被告には原告への注意義務が認められるべきではないこと。
- (前) 被告自身が直近の被害者である場合には、現行法では被告に責任は存在しないが、被告には原告への注意義務が認められるべきこと。

⁽⁶⁾ Liability for Psychiatric Illness, Law Com No.249. は, つぎのような提案をする。

まるにつれて、身体的損害を伴わない精神的損害についての訴訟が増加す る傾向にある。わが民法は、直接の被害者に賠償権者を限定することを明 文しないので、身体的損害を伴わない精神的損害についての損害賠償責任 の範囲に関しては、かかる損害と加害行為とが相当因果関係の範囲内にあ るか否かによるとするのがわが国の従来の立場であった。そのため、わが 国においては、従来より、事故により被害者本人が身体的損害を伴わない で精神的苦痛を受けた場合や、事故による家族の一員の死傷によって近親 者が精神的苦痛を受けた場合にも損害賠償が認容される余地があった。 もっとも、かかる精神的損害についての損害賠償がどの範囲の被害者にま で認められるべきかの基準については、従来の立場からは明確ではなく、 近時の多くの学説によれば、この問題について賠償範囲の問題としてでは なく、賠償請求の主体の問題として理解されている。しかし、かかる精神 的損害が精神疾患として医学的に認知されるようになってきた今日では、 損害賠償が認容されうる精神的損害の程度など、かかる精神的損害につい ていかなる範囲で損害賠償が認容されうるのかについては、なお十分な議 論を要するように思われる⁽⁷⁾。そこで、わが国における身体的損害を伴わ ない精神的損害についての損害賠償責任の範囲について考察する必要があ ると考えるが、そのためには、かかる法領域において、近時、大きな変革 を経験したイギリスにおける論議を概観することが有用であると考える。 そこで、本稿では、イギリス法の理論的到達点を概観することを基本的視

⁽⁷⁾ もちろん,これらの問題に関しては優れた研究がなされている。なお、イギリス法におけるかかる議論については、つぎのものに従った。山口成樹「不法行為に起因する PTSD 等の精神疾患と損害賠償責任(1)~(6)」都法 42-2, p.43., 43-1. p.229., 43-2, p.57., 44-1, p.1., 44-2, p.195., 法学新報113-1・2, p.109. 蘇田三千穂「精神的衝撃による損害に対する救済の限界」函大商学論究11, p.45. 林田清明「英米の精神的ショック・ケースにおける因果関係対保護範囲」大分大経済論集 6, p.193. 矢頭敏也「過失による『ナーヴァス・ショック』に対する賠償責任」比較法学 1, p.175. など。

座に、精神疾患についての損害賠償責任の範囲を精神疾患を受けた被害者 の類型に従って考察したい。

2 賠償可能な精神疾患

近時のイギリス・コモン・ローにおいては、被告のネグリジェンスによって原告が人身損害を被った場合、身体的損害についても精神的損害についても損害賠償は認容されうる。もっとも、原告への身体的損害を伴わない精神的損害について法的救済の対象となりうるには、その精神的損害が、「思いがけないショック(sudden shock)」の経験に起因する医学的に認知できる精神疾患でなければならない⁽⁸⁾。医学的に認知できる精神疾患とは、単なる苦悩、悲嘆、恐怖などの純粋の一過性の精神的苦痛では足りず、ウツ病(morbid depression)、ヒステリー性人格障害(hysterical per-

⁽⁸⁾ Street on Tort (12th ed. 2007) 69. もし「思いがけないショック」の経験に 起因する精神疾患の症状がないとされれば、損害賠償は否定される場合があ る。たとえば、2人の子供を乗せて乳母が運転する自動車がネグリジェンスで 川に転落した事故において子供の親は、事故自体は目撃しなかったが、事故後 直ぐに現場に到着し、現場で行われていた救助活動が失敗して子供が溺死した ことを目撃したことで精神疾患に罹患し、仕事もできなくなり、そして夫婦仲 も破綻した Vernon v. Boslev (No. 1) [1997] 1 All E.R.577. において控訴院は、 親の疾患は一部は異常な悲嘆という反応からなるという事実に関わりなく、親 は損害賠償を認容されるとした。また、被告医師の誤診により新生児の生命維 持処置が手遅れ(てんかんの発作から36時間が経過していた)となり新生児が 母親の腕の中で死亡したことで、母親がショックを受けた North Glamorgan NHS Trust v. Walters [2003] P.I.Q.R.232. において控訴院は、この出来事の 「思いがけないショック」により母親の精神疾患をもたらしたとして賠償を認容 した。しかし、Taylor v. Shieldness Produce Ltd [1994] P.I.Q.R.329. におい ては, 息子の事故の処置後, 生命維持装置のスイッチが切られるまで集中的に 息子と2日間ともに費やしたことで精神疾患に罹患した父親による損害賠償 は、その疾患がショッキングな出来事に起因しないとして認容されなかった。

sonality disorder)、外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder)^(a)、病理的悲嘆障害(pathological grief disorder)、そして慢性疲労症候群(chronic fatigue syndrome)など、専門医師による精神疾患との診断を要する。そのため、ショックによって精神的損害を被った原告への損害賠償の認容のためには、医学的認知を得た精神疾患に原告が罹患したと専門医師によって診断されることは、法的観点から重要なことである⁽ⁱ⁾。これらの精神疾患の発症には、外的な極度のストレス因子が重要な役割を果たすが、こうしたストレス因子に起因する精神疾患について提起される損害賠償訴訟において原告は PTSD の罹患を主張することが多い。これは、原告が被った精神疾患が PTSD と診断されるだけで、イギリス・コモン・ローにおけるネグリジェンス不法行為の責任要件を満たすことを理由とする⁽ⁱ⁾。PTSD の特徴は、トラウマ的なストレス因子⁽ⁱ⁾にさらされた

⁽⁹⁾ PTSDとは、1970年代当時、診断カテゴリーの確立されていなかったベトナム戦争の帰還兵の深刻なストレス状態を原因とする社会への不適応とその支援の必要から、政治的社会的観点から DSM-Ⅲ により創出された概念であり、ICD-10 によれば、PTSD には、今日では、戦闘、大事故、大災害、拷問、レイプ体験、他人の死の目撃、テロへの遭遇などの「誰にでも大きな苦痛をもたらすほどの、例外的に脅威的または破局的なストレス因子」に起因するものと理解される。なお、PTSD と診断されるのは、患者が直接体験したものだけでなく、間接的に体験したものまで含まれる。

⁽⁰⁾ Simon Allen "Post Traumatic Stress Disorder: The Claims of Primary and Secondary Victims" J.P.I.Law 2000, 2/3, 108 at 108.

⁽II) 山口・前掲注(7)248頁は、第一に、精神疾患としてすでに医学的認知された PTSD と診断されることで損害発生要件を満たすこと、第二に、極度のストレス因子を原因とすると定義される PTSD と診断されることで被告のネグリジェンスとの因果関係が立証されること、そして第三に、原告の症状がショックによる反応と定義される PTSD と診断されることで注意義務要件(近接性)を満たすことを指摘する。

⁽²⁾ ①死あるいは深刻な傷害の現実か脅威に含む出来事の直接の個人的経験:ある者の身体的無傷へのその他の脅威,②死傷を含む出来事の目撃,③他者の身体的無傷への脅威,④予期しないかあるいは凄まじい死,深刻な加害について人

後に特有の兆候[®] を発症することであり、英国では、ICD-10 に基づいて診断される[®]。もっとも、極度のストレス因子にさらされたすべての者がPTSD に罹患するわけではない。また、ストレス因子に起因する精神疾患は PTSD に限られず、ロー・コミッションは、脅威的または破局的な事故への曝露を要件とはしないが、心的外傷にさらされた者が罹患する精神疾

- (3) ICD-10 の臨床記述 (CDDG) によれば、典型的な諸症状には、ある種の「無感覚」と情動鈍化、他人からの離脱、周囲への鈍感さ、アンヘドニア、外傷を想起させる活動や状況の回避が持続し、そのような背景があるにもかかわらず生ずる侵入的回想(フラッシュバック)あるいは夢の中で、反復して外傷を再体験するエピソードが含まれ、一部の患者では、状態が多年にわたり慢性の経過を示し、持続的人格変化へ移行することがある。
- (4) PTSD の診断基準には、世界保健機構が公表した ICD-10 とアメリカ精神医学協会が公表した DSM-IV があるが、DSM-IV 基準に ICD-10 基準を超える長所はないとされる英国では ICD-10 に基づいて診断される。ICD-10 の研究用診断基準 (Diagnostic Criteria For Research: DCR-10) は次の通りである。F 43.1 心的外傷後ストレス障害
 - A. 患者は例外的に脅威的なあるいは破滅的な性質をもったストレスの多い出来事あるいは情況(短期間あるいは長期間持続するもの)にさらされたに違いない。そして、そのような出来事や状況はほとんど誰にでもつきまとうような抑鬱状態を引き起こす可能性がある。
 - B. ストレッサー (注:ストレスの原因のこと) に類似するあるいは関係する 情況にさらされた場合において,不意の"フラッシュバック",鮮明な記憶あ るいは何度も見る夢もしくは抑うつ状態を経験する時,ストレッサーの執拗 な想起あるいは再験が必ず存在する。
 - C. 患者は、ストレッサーに類似するあるいは関係する情況を実際に回避する、あるいは回避することを選択したがっているのが一般である。しかし、そのような様子はストレッサーにさらされる以前にはあらわれなかったものである。
 - D. 普通,次にあげる状態のいずれかがあらわれる。
 - (1) 局部的にあるいは完全に、ストレッサーにさらされたときのある重要な 局面を呼び起こすことができない。
 - (2) 心理学的な敏感度と覚醒が増大するという徴候が持続する。 (それはストレッサーにさらされる前はあらわれていなかったものである) /

[→]の認識,⑤家族やその他の親しい者により経験された死または傷害の脅威などである。

近畿大学法学 第55卷第2号

患として、抑ウツ障害 (Depressive Disorder)、適応障害 (Adjustment Disorder)、不安障害 (Anxiety Disorder) などを例にあげる⁶⁹。しかし、これらの症状は、原告自身の素因ないし脆弱性が大きく影響するとされるため、原告にとっては因果関係の立証負担などに大きな負担が残る⁶⁹。

ところで、一過性の精神的苦痛と精神疾患との相違は必ずしも明確ではなく、原告のかかる請求が詐病あるいは誇張による請求である可能性さえあるとの見解も提出される⁶⁷。しかし、これらを識別する重要性を認める精神科医が臨床評価、事故前後の機能検査、そして補足的に家族にインタビューすることによって識別するテストを開発したことで、近時ではこうした症状を識別することができるようになっており、また、こうした詐病や誇張による請求は一般的ではないということも示唆される⁶⁸。

3 精神疾患と予見可能性

イギリス・コモン・ローは、身体的損害を伴わない精神疾患についての

- (a) 不眠もしくは睡眠障害
- (b) いらつきもしくは怒りの爆発
- (c) 集中力の低下
- (d) 過剰な覚醒
- (e) 強い驚愕反応
- E. B. C. Dのような状態は、ストレスの多い出来事、もしくはストレスのあった期間の終期から6か月以内にすべてあらわれる(6か月以上遅れた発症を包合することもあり得るが、その症状を特定しなければならない)。
- (15) Law Com. No.249 at 3.15-3.26.
- (6) 山口・前掲注(7)248頁。
- (f) Law Com. No.249 at 3.27. は、外部的な動機がない状態でなされる作為的障害 (factitious disorder) と賠償を得るという動機でなされる詐病 (malingering) とを示唆する。
- (8) Law Com. No.249 at 3.30.

> その徴候は次にあげるもののうちのどれか2つにより示される。

損害賠償を認容するについて次のような変遷をたどる。まず、被告のネグ リジェンスによる身体的損害に起因しない精神疾患について初めて訴訟原 因を認めた Dulieu v. White & Sons 事件(®) において Kennedy 裁判官は、 政策的な観点によりすべての訴えを排除することに反対して、原告の精神 的指害が自分自身への身体的指害の合理的な恐れに起因する場合にだけ、 損害賠償が認容されるべきと判示した。しかし,Kennedy 裁判官の説示 は、原告自身への直接的な身体的損害への恐怖に起因する精神的損害にの み訴訟原因を認め、死傷した他者を目撃した原告が被った精神的損害につ いての被告の法的責任に制限を課すものであった。これに対して,死亡事 故法にもとづいて被害者の夫が訴えを提起した Hambrook v. Stokes 事 件[®] において事実審は,自分自身ではなく他者への人身損害の恐れから生 じた精神疾患についての損害賠償は認容されないとしたが、控訴院は、献 身的な母親が精神的損害を被るほどに子供のために恐れを抱くかもしれな いと被告は予見すべきであるとして、母親の精神的損害についての訴訟原 因を認容して、Dulieu v. White & Sons 事件での制限を排除した。そのた め、被告のネグリジェンスに起因する精神的損害を被った者は、人身損害 の恐れが自身に対してであると他者に対してであるとを問わず、自分の精 神疾患が被告の行為の合理的に予見可能な結果であったと立証すれば、損 害賠償が認容されることとなった[©]。

^{(9) [1901]2} K.B.669. 被告のネグリジェンスにより二頭立ての箱馬車が酒場に突入した事故で、酒場で働く女給は身体的損害は被らなかったが、そのショックから体調を崩して早産したことについて被告のネグリジェンスを認めた。

②) [1925]1 K.B.141. 本件は、エンジンをかけたまま駐車してあった無人トラックが暴走して母親が子供を見送った場所の方向に突進したため、子供達が跳ねとばされたことは直接には見なかったが、母親が子供の安否を恐れて精神的錯乱に陥り、それが原因でついには死亡したケースであった。

②) Ibid., 151. もっとも、少数意見として Sergant 卿は、かかる状況における被告の注意義務が不当に広がることに危惧を示す。

また、単車と自動車とが衝突した交差点付近の路面電車の停留所にいた原告が、事故自体は直接見なかったが、その衝突音を聞いたことで、精神的ショックを受けて妊娠中の胎児を死産したとして損害賠償請求を提起した Bourhill v. Young 事件⁶⁰ において貴族院は、被告のネグリジェンスの運転で原告がショックを被るであろうと被告が合理的に予見できなかったとして、原告の訴えに訴訟原因を認めなかった。これにより、このような他者への傷害かその恐れによって精神的損害を被った原告への注意義務は、被告のネグリジェンスによる危険領域内に原告がいる場合に生じ、また、注意義務の前提たる予見可能性の判断に際しては、被告は、原告を「標準的な感受性(standard of susceptibility)」を持つ者と推定すべきということとなった。もっとも、Wright 卿は、原告が標準的な感受性を持つ人でさえ一定の精神的ショックを受けるであろうことが合理的に予見可能であると示せば、「薄い頭蓋骨」準則⁶⁰ が適用されて、感受性豊かな原告も精神的ショックのすべてについて損害賠償を認容されるかもしれないと説示する⁶⁰。

そのため、精神的損害が人身損害に伴って生じる場合を除いて、つまり、被告のネグリジェンスにより精神疾患のみが生じた場合には、精神疾患についての予見可能性のテストが一般に適用されるとされてきた。しかし、Page v. Smith 事件において貴族院の Light 卿は、精神疾患の予見可能性が、原告が「事故に直接関与していた」場合と「予見可能な人身事故の危険領域内」であった場合には正しいテストではなかったと説示して⁶⁰、身体

^{(22) [1943]} A.C.92.

② この準則によれば、不法行為者は被害者をあるがままに受け入れなければならないこととなる。

⁽²⁴⁾ Ibid., at 110. なお、Clerk and Lindshell on Torts (19th ed. 2006) 427. は、「事故に照らして疾患が予見可能であったという事実は妥当ではないであろう」とする。

^{(25) [1996]} A.C.155 at 184.

的損害と精神的損害とを別個の予見可能性のテストに服さしめることに疑問を呈した。つまり、被告のネグリジェンスに直接に関与した原告が精神的損害のみを被った場合にも、被告は、人身損害一般にあてはまる人身損害を引き起こさないのと同じ注意義務を負うこととなる。そのため、Page v. Smith 事件以後、かかるケースでは、合理的な予見可能性テストを適用する際に人身傷害と精神疾患とを区分する必要はない。すなわち、原告が精神疾患に罹患したであろうことを被告が合理的に予見可能であるか否かを問うことは不要であり、予見可能な人身損害が実際には起こらなかったことは無関係である。

4 精神疾患と賠償可能性

被告のネグリジェンスにより原告が被った精神的損害についての訴訟原因の認否は、つぎの場合に問題とされる。第一には、不法行為に関する出来事に巻き込まれた者が、身体的損害を被り、かつ精神的損害をも被った場合、第二には、不法行為に関する出来事に巻き込まれた者が、身体的損害は被らなかったが、精神的損害だけを被った場合、第三には、不法行為に関する出来事に直接には巻き込まれなかったが、自分自身の危険やその恐れを抱いた者が、精神的損害のみを被った場合、そして第四には、不法行為に関する出来事に直接には巻き込まれなかったが、かかる出来事に巻き込まれて死傷した他者を見ることで、精神的損害を被った場合である。イギリス・コモン・ローでは、このような原告と出来事との関係性に応じて、原告を最初の三つの場合には直接被害者(primary victim)として、そして第四の場合には間接被害者(secondary victim)として分類するた

²⁶ Ibid., at 190, per Lord Loyd.

め、類型ごとに損害賠償請求の認否を判断しなければならない⁶⁰。直接被 害者と間接被害者という概念は、Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件において Oliver 卿が導入した概念であるが、一般 に、直接被害者は、被告のネグリジェンスにより引き起こされた事故に直 接に巻き込まれた者(たとえば、交通事故の直接の被害者)であり、間接 被害者は、被告のネグリジェンスにより引き起こされた傷害、あるいは傷 害の恐れで必然の傷害に苦しむ者(たとえば、交通事故の目撃者)である ということができる。しかし、「定義された基準はない」といわれるよう に、単純に線引きをすることはできないとされる[∞]。なお、直接被害者と 間接被害者との区分については、注意義務が生じるか否かを定義すること が目的であり、注意義務の範囲を区別するためにデザインされたのではな 害とともに精神的損害を被った場合には,被告のネグリジェンスによる合 理的な予見可能性が認められれば、身体的損害についても精神的損害につ いても損害賠償請求の一部として常に認容されるというのが従来からのイ ギリス・コモン・ローの立場であった。しかし、原告が身体的損害を被ら なかったそれ以外の場合には、前述のとおり、近時、イギリス法は大きな 変遷をたどった。

(1) 合理的に予見可能な人身損害の危険領域内にいる者 被告のネグリジェンスによる出来事に巻き込まれた者は、身体的損害は

② Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police [1992]1 A.C.310 at 401. は、精神的損害についての損害賠償請求の認否を「受傷した原告が直接当事者としてか問接当事者としてか巻き込まれたケースと原告が他者に生じた傷害の不本意な受け身の目撃者にすぎないケース」とに分けて判断する。

²⁸ Ibid., at 407.

²⁹ Simon, supra note 10, at 110.

被らなかったが、精神的損害を被った場合には、被告のネグリジェンスに よる合理的に予見可能な人身損害の危険領域内に原告がいれば、その精神 的損害についての損害賠償請求は認容される師。つまり、被害者のかかる 精神的損害には、身体的損害を被っていなくても、予見可能性のテストの みが適用されるということである。こうしたイギリス・コモン・ローの立 場は Page v. Smith 事件判決 以後,確立されたものとなっている。自動 車をネグリジェンスで運転した被告が起こした自動車事故によって、原告 は、身体的損害を被らなかったが、事故のショックによって再び働くこと ができないほどの慢性疲労症候群(CFS)に罹患した Page v. Smith 事件 において控訴院は、そのような事故によって剛毅な性格の人が精神疾患に 罹患するであろうことは合理的に予見できなかったとして、精神疾患に関 する注意義務はなかったと判示したが、貴族院は、被告のネグリジェンス によって原告が人身損害を被るであろうことは合理的に予見できたので、 人身損害の予見可能性は原告の精神疾患についての損害賠償を認容しうる のに十分であったとして控訴院に差し戻した。Llovd 卿は、身体的損害と 精神的損害とを異なる損害として扱うことを正当化する根拠はないとし て、現実の身体的損害が存在しないからといって、精神的損害について異 なる予見可能性のテストが適用されなければならないということを意味し ないと述べた[®]。さらに、被害者が「通常の性質」の人であるか否かを問

⁽例) 同僚の死傷事故を間近で目撃した原告(建設作業員)が精神疾患に罹患した Young v. Charles Church (Southern) Ltd. The Times 1 May 1997. において 控訴院は、事故による人身損害の危険領域にいた原告の精神疾患は被告のネグ リジェンスによる事故に起因するので、Page v. Smith 事件を適用して、直接 被害者として損害賠償請求が認容されると判示した。

^{(31) [1996]} A.C.155.

② Ibid., at 190. これに対してロー・コミッションは,「身体的損害が精神疾患よりもあつい法的保護に預かることになる」との批判を提起したが, 弁護士や裁判官からの批判はなく, その破棄を勧めなかった (Law Com No.249 at 5.47 ↗

うことは適切ではなく、被告は被害者をあるがままに受け入れなければならないとする「薄い頭蓋骨(eggshell skull)」準則が適用されるべきと述べる 60 。もっとも、Page v. Smith 事件判決に対しては、「被告のネグリジェンスによる人身損害の『危険領域』には瞬間的には数え切れないほどの人が存在するかもしれないのに、どのように厳格に定義するのか」 60 との疑問が提起される。

(2) 実際には危険領域内にはいないが、危険領域にいると合理的に心配した者

被告のネグリジェンスによる出来事に直接には巻き込まれなかった者が、出来事の突然で思いがけないという性質のために、自分自身に危険があると合理的に信じて精神的損害を被った場合には、原告はそのような状況では通常の剛毅な人でさえ自分自身の安全について心から恐れを抱いたであろうということを被告が合理的に予見すべきと示すことができれば、損害賠償請求が認容される。そのため、原告の損害賠償請求は、自分に危険があると合理的に信じれば、実際には危険はなくても認容されるが、もしその恐れが合理的に抱かれるべきものでなければ認容されない。火災をおこした石油タンカーの搭乗者の救助にむかった救助船の救助者が、救助活動に従事したことで精神疾患に罹患した McFarlane v. EE Caledonia

^{→ &}amp; 5.53.)。しかし、その後、原告が、雇用者のネグリジェンスで生じた事故で身体的損害を被り、事故自体かあるいは事故後のフラストレーションに起因する深刻なウツ疾患に罹患した British Steel PLC v. Simmons [2004] UKHL 20; [2004] P.I.Q.R.553. において Rodger 卿は、Page v. Smith 事件以後、たとえウツ疾患が予見可能ではなくても、被告には責任があり、その疾患は事故から生じたので、その疾患が事故か事故が起こった際の請求者の怒りから生じたかを区分しないと述べた。

⁽³³⁾ Ibid., at 189.

Winfield & Jolowicz, supra note 5, at 179.

Ltd 事件⁶⁹ において控訴院の Stuart-Smith 裁判官は、危険にさらされていると信じた救助者自身についての損害賠償を認容したが、同じ救助船上で死傷者を迎え入れる準備に従事して、救助活動に直接には従事しなかったもう一人の救助者が訴えを提起した Hegarty v. EE Caledonia Ltd 事件⁶⁹ においては、控訴院の Brooke 裁判官は、原告が通常の剛毅な人であり、危険領域内にいたと認めながら、救助者が危険にさらされていなければ、救助者が自身の生命の危険に恐れを抱くのはばかげているとして原告の損害賠償請求は認容しなかった。つまり、その損害賠償が認容されるには、請求者が客観的に自分自身を危険領域においたか、危険領域にいると合理的に信じたという要件を満たさなければならない⁶⁰。

こうした事故の救助活動に従事した者が精神疾患に罹患した場合の精神疾患についての損害賠償請求の認否については、列車災害の現場近くに住む者がボランティアで救助にあたって精神疾患を被った Chadwick v. British Transport Commission 事件⁶⁸ において、乗客の救助にあたる過程で傷害を受けるかもしれないということが合理的に予見可能であったと

^{♡ [1994] 2} All E.R.1 at 10. Stuart-Smith 裁判官は、原告自身への人身損害の恐れにより被った精神疾患についての損害賠償請求の認否が判断されうる状況として、①原告が事故による現実の危険領域にいるが、偶々人身損害を被らなかった場合、②原告が事故による現実の危険領域にはいないが、事故の突然で予期しない性質のために、原告自身が危険領域内にいると合理的に信じる場合、そして③救助者に関する場合をあげる。なお、Law Com No.249 at 2.17.は、①の場合には、近時、Page v. Smith 事件判決の範疇に委ねられるが、②の場合に Page v. Smith 事件決定を適用することで、損害賠償請求の認容の余地を拡大するように思えるとする。

^{36 [1997]2} Lloyd's Rep.259 at 271.

⑤ [1999] 2 A.C.455 at 499. Law Com No.249 at 2.16-2-18. は、現実の危険と同様に危険の認識で十分であるかもしれないとする。

⁽数) [1967]1 W.L.R.912. Clerk and Lindshell, supra note 24, at 423. は, このアプローチに従えば, 救助者は, 危険にさらされれば, 直接被害者のカテゴリーに分類されるとする。

して損害賠償を認容されて以来,不法行為者が救助者に注意義務を負うことは解決された法律問題であると認識されてきた。また,ヒルズバラ事故の現場で救助活動や被害者の蘇生に従事した原告(警察官)が罹患した精神疾患に関する Frost v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件のにおいて控訴院は,3人の警察官が直接被害者の特別のカテゴリーである救助者の要件を満たすとして精神疾患についての損害賠償を認容した他。もっとも,事故現場で救助活動に従事した者すべてが,救助者の要件を満たすとは限らない。Frost v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件において控訴院は,ヒルズバラ事故の救助活動に従事した警察官6人のうち3人の精神疾患についての損害賠償請求は,救助者としての要件を満たさないとして認容されなかった。Rose 裁判官は,原告が救助者としての要件を満たすか否かは,不法行為者によりもたらされた最初の事故の特徴と程度,その事故が終結したか継続しているか,被害者あるいは原告に危険が継続しているか。原告の行為自体と被害者に関する原告の

^{(39) [1999]2} A.C.455.

他 救助者が直接被害者として損害賠償を認容される根拠は、仲間の消防士が死んだ火災の消火活動に従事して消防士が精神疾患に罹患した Cullin v. London Fire & Civil Defence Authority [1999] P.I.Q.R.P.314. において、救助者が身体的リスクの範囲内にいるか否かであり、または救助者が信じることが合理的であるか否かであるとされた。また、Winfield & Jolowicz,supra note 5, at 184. は、救助者を直接被害者に含めるのは、請求者が自分自身の安全についての恐れにより精神疾患に罹患した場合、請求者は「直近の被害者」であり、近接性の要件と直接の認識は自動的に満たされるが、それが理由ではないとする。

^{(4) [1999]2} A.C.455. 損害賠償請求が否定された各自が従事した異なる作業を見ると、1人は事故発生時にグラウンドにはいなかったが、約1時間後に病院にて死体安置所で死体を整理する作業に従事し、そしてもう1人は仮設の避難所とされた体育館にて死傷者を救助する作業に従事し、さらにもう1人は事故発生後にグラウンドに赴き死傷者を運搬する作業に従事したことでそれぞれ精神疾患に罹患したが、事故やその直近の余韻には密接には巻き込まれなかったという理由で救助者の要件を満たすとは判示されなかった。

行為の特徴、そして原告の行為が事故の時間と空間においてどれほど近接 性があるかなどの要素を考慮して決せられると述べる⁽²⁾。

しかし、救助者が直接被害者の特別のカテゴリーに当てはまるとして警察官の損害賠償請求を認容した Frost v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件における控訴院に対しては、その上訴審である White v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件における貴族院の Hoffman 卿が、同じヒルズバラ事故に関する Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件では近親者を失った者は何も与えられないのに、警察官は救助者として精神疾患について賠償を受ける権利を与えられるべきではないと多くの人々は考えるであろうと述べ⁶⁰、また、Steyn 卿は、警察官は、直接被害者ではないし、間接被害者としても損害賠償の要件を満たさないと述べる⁶⁰。

もっとも、雇用関係において雇用者が、精神疾患に罹患することが容易に予見可能な業務に従事する被用者に対して人身損害の危険にさらさない義務を負うことに疑いはないので、Frost v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件において雇用者のネグリジェンスにより作られた合理的に予見可能な精神疾患の範囲内にいた警察官のうち2人は、救助者としての要件を満たさなかったが、雇用者である被告(警察本部長)の注意義務違反を根拠に損害賠償が認容された崎。なお、雇用者はすべての状況で雇用関係にもとづく注意義務を被用者に負うわけではなく、他者の人身損害や危険に起因する精神疾患に罹患する場合、被用者は「勤務中に雇用

⁽⁴²⁾ Ibid., at 466.

⁽⁴³⁾ Ibid., at 510.

⁽⁴⁴⁾ Ibid., at 495.

⁽⁵⁾ Ibid., at 511. Hoffman 卿も,消防士や警察官のような危険な事故に従事することが業務である被用者は、仕事に内包されるリスクとして精神疾患を受容すべきとする「消防士準則」を適用することを拒絶した。

者のネグリジェンスから生じる結果に直接巻き込まれ」でおり、雇用上の義務の履行のために「人身損害の危険領域内にいなければならない」ことを示さなければならないため、事故発生時に人身傷害の危険領域内にいなかった残りの1人の警察官の精神疾患についての損害賠償は認容されなかった崎。しかし、雇用関係に基づいて事故の不本意の関与者とならざるをえない被用者は、いかなる不法行為者に対しても損害賠償請求することはできないが、不法行為者が雇用者である場合だけ請求が認容されうるべきであろう崎。そこで、ロー・コミッションは、「訴訟氾濫の異議は不本意の関与者に関しては当てはまらないので、彼らの一般的な賠償を受ける権利を制限すべき理由など存在しないように見える」 と述べる。また、近時、イギリス・コモン・ローは、直接被害者のカテゴリーについて広い見解をとる 。

⁽始) 同様に、坑内で機械により粉砕された者の救護や蘇生にあたった原告(坑内 巡回係)が精神疾患に罹患した Duncan v. British Coal Corporation [1997]1 All E.R.540では、死傷者に時間的には近接していたが、自分自身には危険はないので、その事故に空間的には近接しておらず、雇用上の義務の正常な範囲内で救助活動をした原告の精神疾患についての損害賠償は認容されなかった。

⁽⁴⁾ 雇用者のネグリジェンスにより事故の不本意の当事者であると感じさせられたつぎのケースにおける請求者の精神疾患についての損害賠償は認容される。荷物をクレーンで船の甲板に移動させる作業をしていたクレーンドライバーが、吊り索が壊れて同僚が働いている甲板上にその荷を落した Dooley v. Cammell Laird [1951]1 Lloyd's Rep 271. では、実際には死傷者は出なかったが、クレーン・ドライバーは同僚を死傷させたと恐れて精神疾患に罹患し、機関士が鉄道の軌道を巡回する 2 人の作業員を目撃したが、列車を止めることに遅れた Galt v. British Railways Board (1983) 133 N.L.J.870. では、作業員は軌道外に逃れて死傷しなかったが、機関士は作業員を死傷させたのではないかと恐れて精神疾患に罹患した。また、このほかに類似の事例としては、Dillon v. British Railways Board、The Times 4 February 1986. などがある。

⁽⁴⁸⁾ Law Com No.249 at 7.5-7.8.

⁽⁴⁹⁾ Clerk and Lindshell, supra note 24, at 425. は, こうした立場は, 請求者を直接被害者として扱うことで, 間接被害者への回復に課される政策的な制限を回

✓

(3) 危険領域内にはいないが、他者の死傷を認識して精神疾患に罹患した者

被告のネグリジェンスによる出来事に巻き込まれた他者の死傷を見聞した者が被った精神的損害についての訴訟原因の認否が予見可能性のテストのみによるのかは、イギリス・コモン・ローに複雑な問題をもたらした。なぜなら、他者への死傷を見聞した者は多数にのぼり、かかる人が精神的損害を被った場合に常にかかるすべての人の損害賠償請求を容易に認容することは、訴訟の氾濫を招くことになりかねないからである。他者の死傷により精神疾患に罹患した原告への損害賠償を認容した McLoughlin v. O'Brian 事件において Wilberforce 卿は、原告の精神疾患が合理的に予見可能性のテストに服すべきことに加えて、かかる訴訟の氾濫に対処するために政策的な観点から、近接性のテストを課すことを求めたる。つまり、直近の被害者と原告との関係性、事故への時間と空間の近接性、そしてショックの伝達方法である。

[→] 避するのに有用であるとする。たとえば、子供につけた乳母が子供を虐待したことに責任を感じた親が精神疾患に罹患した W v. Essex County Council [2001]2 A.C.592. で Slynn 卿は、「直接被害者として請求する者の分類は、最終的に閉じられない」し、これらの両親が「直接被害者であることから排除された」と「決定的」に示したケースはないと述べた。また、Farrell v. Avon Health Authority [2001] Lloyd's Rep.Med.458. における Bursell 裁判官は、新生児が死んだとネグリジェンスで語られたために精神疾患に罹患した請求者を直接被害者として扱った。

^{(50) [1983]1} A.C.410 at 411-422. 本件は、トラックの衝突事故に巻き込まれた自動車に搭乗していた夫と3人の子供が死傷して病院に搬送されたことを事故の1時間程度後に知人から聞かされた原告が、直ちに病院を訪れ、末娘の死亡や汚れたまま苦しむ夫と2人の子供を目撃したショックにより精神疾患に罹患したとして損害賠償を請求したケースであった。

⁽⁵⁾ Winfield & Jolowicz, supra note 5, at 182. は、実際には、2つ目の要素で請求が否定される者は、3つ目の要素を満たすことはできないが、請求者が事故現場付近にいたが、3つ目の要素を満たさないケースが起こりうるので、2つ目の要素と3つ目の要素とは密接に関連するとする。また、Clerk and Lindshel、✓

こうした近接性のテストについては、被告のネグリジェンスにより観客 から95人の死者と400人以上のけが人がでたヒルズバラ・フットボール競 技場での事故の被害者の親類や友人の精神疾患に関する Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件⁶⁰ の貴族院によって判断され た。Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件では、直近 の被害者の親、兄弟、姉妹、婚約者や祖父などの16人が精神疾患について 損害賠償を請求し、第一審では10名の損害賠償が認容されたが、控訴院で は、第一審で勝訴した者のうち9名に関する被告の上訴を許し、第一審で 敗訴した6名による反訴を否定した。そこで、控訴院で敗訴した15名のう ち10名が上訴した貴族院では、原告はテレビを通じて事故を見たにすぎ ず、いかなる危険領域内にはないとしてその請求は退けられた。貴族院 は、原告の精神疾患についての訴訟原因が認容されるには、原告の精神疾 患が被告の行為の合理的な予見可能性と医学的因果関係がある場合でさ え、近接性のテストの3つの要件をすべて満たさなければならないとした のである。そこで、こうした近接性の要件についてイギリス・コモン・ ローは次のような立場をとる。

まず、直近の被害者と原告との関係性については、直近の被害者と十分に親密な愛情の繋がりがあると推定される配偶者、親や子供のような関係でなければ、より疎遠な親類や友人などはこれに匹敵するほどの濃い関係を示さなければならないとする⁶⁴。もっとも、直近の被害者と原告との関

[\]supra note 24, at 428. は, Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件によって確立された 4 つ目の要件「疾患がショックにより誘引されたこと」を付け加えるべきとする。

^{(52) [1992]1} A.C.310.

係性を画一的に線引きすることは非論理的にならざるを得ないので、関係による近接性の判断はケースバイケースにならざるを得ない 60 。たとえば、Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件においては、自分の兄弟の死亡事故を現場で目撃した原告について、兄弟においてはこのような親密な愛情の繋がりを推定することはできないとして訴訟原因は否定されたが 60 、ヒルズバラ事故により死亡した異父兄弟との親密な愛情の繋がりを原告が示すことができた McCarthy v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件 60 においては、原告の損害賠償は認容された。そこで、ロー・コミッションは、親密な愛情の繋がりがあると見なされる関係性を定型的なリストに掲げ、これには、配偶者、親、子供、兄弟姉妹、そして 20

つぎに、事故への時間と空間の近接性については、死傷やその危険をもたらす事故現場に直面することだけでなく、その「直近の余韻 (immediate

- Winfield & Jolowicz, supra note 5, at 181. は、単なる傍観者による請求は認容されないとする。Bourhill v. Young [1943] A.C.92 at 117. で Porter 卿は「自動車の運転手は通常の通行人が事故に耐えうるだけの十分な剛毅さを備えると推定することを許され、通常の冷静さを持たない者に対してネグリジェンスとは判断されない」と説示したが、Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件の 3人の裁判官は、授業中の学校にタンクローリーが衝突して炎上したという例を挙げて、「もっとも冷静な観客さえトラウマになる」ような異常な恐怖状況を目撃した場合には傍観者の請求が認容される可能性を残したままにした。しかし、McFarlane v. EE Caledonia Ltd [1994]2 All E.R.1 で控訴院は単なる傍観者や目撃者の請求は排除されるべきとした。これに対して、Law Com No.249 at 7.11−7.15. は、「特別に恐ろしい」出来事の例外は問題を含むであろうと考えて、傍観者への回復は今後の判例法理に委ねられるべきと結論づけた。
- Simon, supra note 10, at 112. は、これは人為的な制限としてとらえられるかもしれないとする。
- 56 [1992]1 A.C.310 at 417.
- 57) Unreported, 11th December 1996.
- (38) Law Com No.249 at 6.27. この提案を採用するかは裁判所に任せられることを提案した。

aftermath) | を受けたことを示さなければならない。事故現場で死傷やそ の危険を肌に感じるという要件は、事故当時には現場から離れた家にいた 原告(妻)が、被告のネグリジェンスによる自動車事故で夫と2人の子供 が死傷したことを事故後1時間程度後に伝えられ,直ちに病院に行って汚 れと油にまみれた夫と子供を見たことで罹患した精神疾患について事故へ の十分な近接性があると判示した McLoughlin v. O'Brian 事件判決⁶⁹ に よって、「直近の余韻」を受けたことにまで拡張された。McLoughlin v. O'Brian 事件での貴族院決定は Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件においても支持された⁶⁰が、事故後1時間程度で病 院に到着することのできた McLoughlin v. O'Brian 事件とは異なり、現場 に到着するのに事故後9時間程度を要したことを理由に,「直近の余韻」は 認められなかった⁶⁰。つまり、「直近の余韻」が認められるには、事故後短 時間で現場に到着しなければならないのである⁶⁰。しかし,死傷後短時間 で親類を確認することは、現実的ではないとの指摘がなされる。 そこで、 ロー・コミッションは、時間と空間の近接性の要件を制定法により廃止す ることを提案し⁶⁴、その後、この要件を採用しない裁判例も見られる⁶⁰。

そして,事故の伝達方法については,他者からの伝達されたのではなく,

^{(59) [1983]1} A.C.410 at 422. Wilberforce 卿は, 直近の余韻を主張し, そして現場 に直ぐ来ることができる原告を除外することは, 非実用的で不正であろうと述 べた。

^{60 [1992]1} A.C.310 at 417.

⁽⁶⁾ Ibid., at 405. Ackner 卿は、死傷者の本人確認は余韻の一部と評価されるべきであるが、必ずしも「直近の余韻」を構成しないと述べる。

⑥ Ibid., at 424. Jauncey 卿は、事故と目撃との間の時差が長いほど、目撃されたものが事故の経験とは実際には異なるであろうと指摘する。また、Simon、supra note 10, at 119. は、被害者の死によって直近の余韻の問題が生じるのは馬鹿げていると指摘する。

⁶³ Street, supra note 8, at 71.

⁶⁴ Law Com No.249 at 6.12-6.15.

⁶⁵⁾ Galli-Atkinson v. Seghai [2003] EWCA 697; [2003] Lloyd's Rep.Med.285.

事故やその直近の余韻に対する直接の認識を要する。McLoughlin v. O'Brian 事件において Wilberforce 卿は、第三者からの伝聞により生じた 精神疾患についての損害賠償請求は認容されず、精神疾患は事故やその直 近の余韻の見聞きに起因するものでなければならないと述べたぬが、テレ ビの生放送を見聞きした場合などが直接の認識に相当するかの判断は残さ れたままであった。Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件における貴族院は、ヒルズバラ事故に関するテレビの生放送を見 聞きして精神疾患に罹患した原告の損害賠償請求について、個人を特定す ることができない事故現場を映した映像は実際の見聞きに相当するもので はないこと、そしてかかる請求が認められるほど直近の余韻がないことを 理由に認容しなかった的。そのため、新聞や報道を含む第三者により悲惨 なニュースを伝達された後に精神疾患に罹患しても指害賠償は認容されな い

の

これは、第三者からの伝達による請求者への精神疾患が予見不可能 であるからではなく、本来のインパクトのない伝えられたイメージでは精 神疾患が生じないので被告に注意義務が発生しないとの解釈による™。 もっとも、Alcock v. Chief Constable of South Yorkshire Police 事件にお いて Ackner 卿は, 控訴院の Nolan 裁判官が提示した子供が乗った熱気球 が炎上した事故をテレビを通じて目撃した例を引用して、テレビの牛放送 の映像のインパクトは、事故を実際に目撃した場合と同じくらい大きいと 指摘しマロ,テレビ放送を通じて被った精神疾患についての責任が生じる可

^{66) [1983]1} A.C.410 at 422.

^{(6) [1992]1} A.C.310 at 417. Oliver 卿は、トラウマは、オリジナル映像を見ることからではなく、愛しい者の死の確認と最初に見たイメージが結びついて生じるとする。

⁽⁸⁾ Simon, supra note 10, at 119. は、電話やラジオによるショックの伝達を排除することは、盲人にとって不利な状況をもたらすと指摘する。

⁶⁹ Clerk and Lindshell, supra note 24, at 432.

^{(70) [1992]1} A.C.310 at 405.

能性を完全には排除しなかった。こうした状況に対してロー・コミッションは、立法によるこの要件の廃止を提案したが、裁判所に委ねられたままである[©]。

5 むすびにかえて

イギリス・コモン・ローにおいては、被告のネグリジェンスにより原告 が被った精神的損害についての訴訟原因が認容されうるには、単なる一過 性の精神的苦痛では足りず、医学的に認知された精神疾患であることを要 する。また、身体的損害を伴わない精神的損害についての損害賠償が認容 されうる基準は、原告が直接被害者にあたる場合と間接被害者にあたる場 合とで異なり、前者の場合には人身損害一般において服すべき予見可能性 のテストによって、後者の場合には予見可能性のテストに加えて、近接性 のテストが政策的観点から付加される。この政策的制限の付加は、精神疾 患についての医学的診断の不確実性、潜在的な請求者への賠償の拡大の恐 れ、精神疾患について訴訟原因を持つ者の分類の大幅な拡大、そして不法 行為に関する被告への不釣り合いな負担などを根拠とするが®、身体的損 害と精神的損害との間の質的相違がないにもかかわらず、間接被害者につ いてのみ政策的制限が付加されることに対しては、精神疾患について請求 できるべき者により大きな制限を課しているとか、この政策的制限が課さ れることにより、事故により被害者が被った精神疾患が事後的に増大させ られるのは好ましくないなどの批判が提起される。。

⁽⁷¹⁾ Law Com No.249 at 6.12.

⁽⁷⁾ White v. Chief Constable of South Yorkshire Police [1999]2 A.C.455 at 493. Steyn 卿は、直接被害者のケースにおいて人身傷害や危険の要件で潜在的な請求者を十分に制限することがきでると判断した。

⁽⁷³⁾ Simon, supra note 10, at 121. は、息子が死んだ父親は、息子の死の知らせを

そこで、ロー・コミッションは、これらの政策的制限により不必要に被告の責任範囲を制限しているとして、間接被害者が直近の被害者と親密な愛情の繋がりをもつという要件はそのままに残す以外は、時間と空間の近接性や伝達方法などの政策的制限を立法によって廃止すべきことを提案した。しかし、1998年にロー・コミッションによるリポートが提出されて以後も政策的制限は立法によって廃止されていない⁶⁴。こうした状況に対しては、この法領域が非常に複雑で不整合な原則に則っているとして、純粋な精神的損害についての不法行為にもとづく損害賠償を廃止すべき⁶⁵とか、予見可能性を精神的損害についての損害賠償の唯一の要件とすべき⁶⁶との見解も提出される。近接性のテストが付加される根拠を政策的観点に求めている以上、こうした批判が提起されるのは当然であり、ロー・コミッションの立法提案は受容されるべきであろう。

もっとも、こうした精神的損害に関するイギリス・コモン・ローの理論 的到達点としては、ロー・コミッションが立法を提案した以外の領域にお いては、少なくともつぎのことが確定していると指摘される^の。それは、 ①精神疾患についての請求が認容されるよう即座のショックを証明すると

[↘] 聞いた瞬間,「世界が止まった」と述べた Hevican v. Ruane [1991] All E.R.65. における父親のストレスを例にとる。

⁽⁴⁾ Clerk and Lindshell, supra note 24, at 421. は,近時のイギリス・コモンローが直接被害者と間接被害者との間の区分についてもっと柔軟なアプローチを採用し,また間接被害者への損害賠償の認容には政策的制限を緩和するなどをしているので,立法による法改正は必要ないように思えるとする。

⁽⁵⁾ Stapleton, 'In Restraint of Tort' in Birks (ed.), Frontiers of Liability (1994).

⁽⁷⁶⁾ Handford, Tort Liability for Psychiatric Damage: The Law of Nervous Shock (1993)., Mullany, 'Hillsborough Replayed' (1998) 113 LOR 410 and Teff, 'Liability for Negligently Inflicted Psychiatric Harm; Justifications and Boundaries' [1998] CLJ 91. 精神疾患についての請求を制限すべき特別の準則はないとする。

⁽⁷⁷⁾ Simon, supra note 10, at 122.

近畿大学法学 第55巻第2号

いう要件がないこと,②人身損害の危険領域内にいるか,あるいはその危険を認識する者は直接被害者にあたり、そして救助者や被用者を含めてそれ以外の被害者は間接被害者にあたるということ、③救助者は、直近の犠牲者を事故現場で鼓舞しただけの素人であるとプロフェッショナルであると問わず、精神疾患についての損害賠償請求が許されること、④被用者は間接被害者として扱われ、政策的制限に服するということ、そして⑤不本意の関与者は間接被害者とは非論理的に区別されること、などである。